



訴 状

平成29年8月14日

神戸地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

同 弁護士



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

違法公金支出金返還請求事件

訴訟物の価額 160万円

ちょう用印紙額 1万3000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、別紙相手方目録記載の相手方①[REDACTED]、②神戸市港島学校園施設開放委員会に対し、連帯して172万9000円を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、別紙相手方目録記載の相手方③[REDACTED]に対し、172万9000円の賠償命令をせよ。
- 3 被告は、別紙相手方目録記載の相手方④[REDACTED]、④港島福祉協力会に対し、連帯して214万6500円を支払うよう請求せよ。
- 4 被告は、別紙相手方目録記載の相手方⑤[REDACTED]に対し、214万6500円の賠償命令をせよ。
- 5 被告は、別紙相手方目録記載の相手方⑥[REDACTED]、⑥社会福祉法人中央区社会福祉協議会、に対し、連帯して145万0434円を支払うよう請求せよ。
- 6 被告は、別紙相手方目録記載の相手方⑦[REDACTED]、⑦株式会社OMこうべに対し、連帯して946万4030円を支払うよう請求せよ。

- 7 被告は、別紙相手方目録記載の相手方①■■■■■、⑧港島自治連合協議会に対し、連帯して345万5668円を支払うよう請求せよ。
- 8 被告は、別紙相手方目録記載の相手方⑨■■■■■に対し、345万5668円の賠償命令をせよ。
- 9 被告は、別紙相手方目録記載の相手方⑩■■■■■ ⑧港島自治連合協議会に対し、連帯して7万5000円を支払うよう請求せよ。
- 10 被告は、別紙相手方目録記載の相手方⑪■■■■■に対し、7万5000円の賠償命令をせよ。
- 11 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告らは、いずれも神戸市の住民である。
- (2) 被告は、神戸市長であり、地方自治法（以下、「法」という。）242条の2第1項4号本文にいう執行機関である。
- (3) 原告らが、被告に対し、損害賠償請求又は不当利得返還請求を求める相手方は、別紙相手方目録記載のとおりである。なお、本件は、訴外■■■■■（以下、「■■■■■」という。）が代表者である港島関連団体を対象とした補助金等の公金支出に対し、被告が別紙相手方目録記載の相手方らに対し、その損害賠償等をするよう求めるものである。

2 港島学校園学校施設開放事業

(1) 市民図書室の管理者報酬

- ア 神戸市立の学校施設の開放事業に関しては、神戸市立学校施設開放事業要綱（以下、「開放事業要綱」という。）に規定されている。平成26年度までは、

神戸市が学校施設開放運営委員会に事業を委託する形態であったが、平成27年度以降、補助金を交付する形態になっている（開放事業要綱6条）。

市民図書室の管理者報酬については、開放事業要綱6条、別表第2の単価表で定められている。要綱上の報酬の上限は、年間41万1000円である。

イ ところが、神戸市教育委員会は、相手方②神戸市港島学校園施設開放委員会の委員長であった■■■■の求めに応じ、開放事業要綱の規定を無視し、平成27年度及び同28年度に、相手方②神戸市港島学校園開放委員会に対し、市民図書室の管理者報酬として年間90万円の補助金を支出した。

よって、上記補助金の支出は、開放事業要綱6条、別表第2に反するものであり、地方自治法232条の2の定める補助金交付の要件である公益上の必要性を欠き、その裁量の範囲を著しく逸脱した違法かつ無効なものである。

ウ 神戸市長たる相手方①■■■■は、補助金交付の決定権限を有し、相手方③神戸市生涯学習課長■■■■は、補助金の支出命令の専決権限を有していたところ、上記補助金の支出が開放事業要綱に反するものであるにもかかわらず、過失ないし重大な過失によって違法な支出命令をなし、よって、神戸市に対し、開放事業要綱の上限を超える補助金相当額（48万9000円×2）の損害を与えたものであるから、神戸市に対し、その損害を賠償する責任がある。

また、相手方②神戸市港島学校園開放委員会は、開放事業要綱の上限を超える管理者報酬であるにもかかわらず、同報酬を補助金として支出させ、神戸市に対し、開放事業要綱の上限を超える上記補助金相当額の損害を与えたものであるから、神戸市に対し、その損害を賠償し、ないしはその不当利得を返還する責任がある。

エ なお、相手方②神戸市港島学園施設開放委員会に対しては、管理者報酬以外にも、図書運営費、図書購入費について開放事業要綱の上限を超える補助金の支出があったとされているが、被告におかれては、必要な精算がなされているのか、明らかにすべきである。

(2) 幼稚園園庭開放事業に関する公金支出

ア 神戸市立幼稚園の園庭開放事業については、神戸市立幼稚園園庭開放事業（幼児のひろば）要綱（以下、「園庭要綱」という。）に定めがあり、神戸市が幼児のひろば運営委員会に事業を委託する形態になっている（園庭要綱 4 条）。園庭開放の指導員日当についても、園庭要綱に定めがある（園庭要綱 4 条、別表第 2）。

イ ところが、神戸市教育委員会は、園庭要綱を無視し、相手方②神戸市港島学校園開放委員会に対し、平成 27 年度に 37 万 3000 円、同 28 年度に 37 万 8000 円を補助金として支出していた。

上記補助金の支出は、委託料を支払うものと規定する園庭要綱 4 条に反するものであり、地方自治法 232 条の 2 の定める補助金交付の要件である公益上の必要性を欠き、その裁量の範囲を著しく逸脱した違法かつ無効なものである。

ウ なお、上記補助金の一部は、指導員報酬ないし指導員日当の名目で支出されたものもあるが、実際には、相手方②神戸市港島学校園開放委員会は、指導員に対する報酬ないし日当を支払っていない。

エ 神戸市長たる相手方①■■■■■は、補助金交付の決定権限を有し、相手方③神戸市生涯学習課長■■■■■は、補助金の支出命令の専決権限を有していたところ、上記補助金の支出が園庭要綱に反するものであるにもかかわらず、過失ないし重大な過失によって違法な支出命令をなし、神戸市に対し、上記保補助金相当額（合計 75 万 1000 円）の損害を与えたものであるから、神戸市に対し、その損害を賠償する責任がある。

また、相手方②神戸市港島学校園開放委員会は、幼稚園園庭開放事業につき、園庭要綱に反するにもかかわらず、上記補助金を支出させ、神戸市に対し、上記補助金相当額の損害を与えたものであるから、神戸市に対し、その損害を賠償し、ないしはその不当利得を返還する責任がある。

3 港島児童館指定管理料

- (1) 神戸市は、指定管理者制度について、公の施設の指定管理者制度運用指針を策定し、市立児童館の指定管理は、同市のこども家庭局が行っている。

同指針によると、指定管理料等の決定は、市と指定管理者が協定書を締結してなされる。指定管理料は、同協定書別表の単価が基準となる。

- (2) 神戸市こども家庭局は、相手方④港島福祉協力会に対し、港島児童館の指定管理料として、平成27年度に1963万6300円、同28年度に2718万9300円を支出している。増額が生じたのは、平成27年度及び同28年度中に、指定管理料の改定がなされたためである。

具体的には、平成27年12月1日に、児童数の増加（90名程度）による体制強化（児童おおむね40人に放課後児童支援員2人）の協議の結果、指導員（正）1名新規雇用390万円と職員処遇改善費44万円の合計434万円のうち、12月以降4か月分に相当する144万7000円を加算した形で改定がなされた。

また、平成28年度においても、指導員（副）1名新規採用290万円と放課後児童支援員3名分420万円、職員処遇改善費190万円の合計900万円を平成27年度当初の指定管理料（1818万9300円）に加算した形で改定がなされた。

- (3) しかし、平成27年12月1日の指定管理料の改定は、神戸市こども家庭局が定める指定管理料の単価の基準に反するものである。

すなわち、指定管理料の単価（加算額）は、児童数を基準としており、港島児童館では、もともと「71～105人」に適用される単価を基準に指定管理料が決定されていた。そうすると、児童数が90名に増加したからといって、指定管理料を改定する必要はなく、かかる改定は、上記単価基準に反する。

また、平成28年度の改定も、同様に増額の理由がなく、単価基準に反する。なお、港島児童館以外の同規模の児童館で、このような大幅な増額の改定がなされたところはなく、港島児童館のみ増額の改定がなされる理由もない。

このように、単価基準に反する内容で協定を改定し増額した指定管理料を交付したことは、その裁量の範囲を著しく逸脱した違法かつ無効なものである。

- (4) 神戸市長たる相手方①■■■■■は、協定の締結権限を有し、相手方⑤神戸市子ども青少年課長■■■■■は、指定管理料の支出命令の専決権限を有していたところ、増額後の指定管理料が単価基準に反するものであるにもかかわらず、過失ないし重大な過失によって協定を改定して違法な支出命令をなし、神戸市に対し、上記単価基準を超える管理料相当額相当額の損害を与えたものであるから、神戸市に対し、その損害を賠償する責任がある。

また、相手方④港島児福祉協力会は、増額後の指定管理料が単価基準に反するものであるにもかかわらず、協定を改定して増額した指定管理料を支出させたのであるから、神戸市に対し、上記単価基準を超える管理料相当額の損害を与えたものであり、神戸市に対し、その損害を賠償し、ないしはその不当利得を返還する責任がある。

- (5) なお、相手方④港島福祉協力会は、改定された委託管理料を受け取っておきながら、実際には、指導員を新規採用していなかった。この点について報道がなされ、問題が浮き彫りになったことから、相手方④港島福祉協力会は、神戸市に管理料の一部（合計830万0500円）を返還している。

このため、本訴訟における請求額は、214万6500円（委託料2年間合計4682万5600円－平成27年度当初の指定管理料1818万9300円×2－返還額830万0500円）となる。

4 高齢者見守り事業

- (1) 神戸市では、高齢者見守り施策として高齢者対策委員会事業をモデル事業として位置付け、相手方⑥社会福祉法人中央区社会福祉協議会（以下、「区社会福祉協議会」という。）に対し補助金を支出しており、相手方⑥区社会福祉協議会から港島福祉協力会等地域団体に対して助成が行われている。

神戸市保健福祉局は、相手方⑥区社会福祉協議会に対し、平成26年度には482万円、平成27年度には490万円、合計972万円の補助金を支出している。

(2) ところが、港島福祉協力会においては、平成27年8月以降、事務員が欠員となり、その後事務員補充がないにもかかわらず、相手方⑥区社会福祉協議会から、欠員前と同等の助成を受けており、相手方⑥区社会福祉協議会も、神戸市に対し、欠員前と同等の補助金の交付を受けていた。

(3) 神戸市長たる相手方①[REDACTED]は、補助金交付の決定権限を有しているところ、上記補助金について決定取消しの上、相手方⑥区社会福祉協議会に対して上記補助金相当額(972万円)の返還を請求すべきであったのにこれを怠っており、違法に財産の管理を怠っているのであるから、神戸市に対し、その損害を賠償し、ないしはその不当利得を返還する責任がある。

また、相手方⑥区社会福祉協議会は、港島福祉協力会の事務員が欠員したことにより補助金を返還ないし減額して申請すべきであったのに、これを怠り、神戸市に対し、上記補助金相当額の損害を与えたものであり、神戸市に対し、その損害を賠償し、ないしはその不当利得を返還する責任がある。

(4) なお、この点については、新聞報道等がなされた後の平成29年1月以降、相手方⑥区社会福祉協議会より、被告に対し、合計826万9566円の補助金が返還されているが、残り145万0434円の返還がまだされていない。

よって、被告は、相手方①久元喜造、⑥区社会福祉協議会に対し、連帯して145万0434円の返還を請求すべきである。

5 港島ふれあいセンター管理業務

(1) 神戸市は、港島ふれあいセンターの管理業務(以下、「本件管理業務」という。)を、相手方⑦株式会社OMこうべ(以下、「OMこうべ」という。)に委託している。具体的には、神戸市みなと総局のほか3つの所管局が、建物の専用部分及

び共用部分について相手方⑦OMこうべに管理業務を委託しているところ、その委託料は、下記のとおりである。

記

ア 平成26年度（平成26年4月1日委託契約締結）

港島ふれあいセンター管理業務 1746万4015円

港島ふれあいセンターのうち港島児童館・地域福祉センターにかかる施設管理業務 1057万0626円

合計 2803万4611円

イ 平成27年度（平成27年4月1日委託契約締結）

港島ふれあいセンター管理業務 2219万6000円

港島ふれあいセンターのうち港島児童館・地域福祉センターにかかる施設管理業務 1057万0626円

合計 3276万6626円

ウ 平成28年度（平成28年4月1日委託契約締結）

港島ふれあいセンター管理業務 2219万6000円

港島ふれあいセンターのうち港島児童館・地域福祉センターにかかる施設管理業務 1057万0626円

合計 3276万6626円

(2) このように、平成27年度及び同28年度の委託料は、平成26年度に比べて、473万2015円増加している。しかし、平成26年度と平成27年度及び同28年度の管理業務の内容に変わりはないのであり、合理的理由なく委託料が引き上げられている。神戸市長たる相手方①■■■■■は、上記委託契約の当事者であるが、このような増額の合理的理由のない委託契約の締結は、その裁量の範囲を著しく逸脱した違法かつ無効なものである。

(3) 神戸市長たる相手方①■■■■■は、平成27年度及び同28年度の港島ふれあいセンターの管理業務委託契約の締結権限を有していたところ、同契約締結に際

し、委託料を増額する合理的理由がないにもかかわらず、委託料を増額して委託契約を締結し、神戸市に対し、平成26年度委託料との差額相当額（473万2015円×2）の損害を与えたものであり、神戸市に対し、その損害を賠償し、ないしはその不当利得を返還する責任がある。

また、相手方⑦OMこうべは、上記委託契約締結に際し、委託料を増額する合理的理由がないにもかかわらず、委託料を増額して委託契約を締結し、神戸市に対し、上記差額相当額の損害を与えたものであり、神戸市に対し、その損害を賠償し、ないしはその不当利得を返還する責任がある。

(4) なお、相手方⑦OMこうべは、本件管理業務を、■■■■が会長である港島福祉協力会（相手方⑧）に再委託しているが、平成28年8月1日、両者の間で、平成28年度の委託料を2417万円から1817万円に変更する旨の合意がなされており、委託料が600万円も減額されている。このことは、神戸市と相手方⑦OMこうべとの間の港島ふれあいセンターの管理業務委託契約の委託料が理由なく増額されていたことの証左である。

6 港島たそがれコンサート・港島学園音楽祭

(1) 港島たそがれコンサート及び港島学園音楽祭（以下、「音楽祭等」という。）は、■■■■が会長である相手方⑧港島自治連合協議会が主催する催事である。

(2) 神戸市中央区は、相手方⑧港島自治連合協議会からの経費負担の申出を受け、かかる音楽祭等の会場等借上費、音響費、照明費等を株式会社ポートピアホテルに対し、平成27年度に167万2434円、同28年度に178万3234円を区政費として支出した。

しかし、神戸市中央区は、音楽祭等の主催ないし共催ではなく、かかる音楽祭等は神戸市の事業にはあたらない。そうすると、本件における区政費の支出は目的外の支出であり、支出には理由がなく、違法である。

(3) 神戸市長たる相手方①■■■■は、予算の執行権限を有し、相手方⑨神戸市中

中央区まちづくり推進課長■■■■は、上記区政費の支出命令の専決権限を有していたところ、過失ないし重大な過失によって目的外の区政費を支出し、よって、神戸市に対し、上記区政費相当額（合計345万5668円）の損害を与えたものであるから、神戸市に対し、その損害を賠償する責任がある。

また、相手方⑨港島自治連合協議会は、神戸市に対し、神戸市が主催ないし共催でない音楽祭等であるにもかかわらず、同音楽祭等に関する経費を神戸市から株式会社ポートピアホテルに支出させて支払いを免れ、上記区政費相当額の利得を得るとともに、神戸市に上記区政費相当額の損害を与えたものであり、神戸市に対し、その損害を賠償し、ないしはその不当利得を返還する責任がある。

7 交際費

- (1) 港島たそがれコンサート及び港島新年祝賀交歓会（以下、「交歓会等」という。）は、■■■が会長である相手方⑧港島自治連合協議会が主催する催事である。
- (2) 交歓会等には、神戸市の職員らが出席していたが、その際、当該出席職員らに対し、交際費の名目で公金が支出されていた。具体的には、少なくとも平成27年度に4万円、平成28年度に3万5000円である。
- (3) しかし、交際費支出基準によれば、交際費は、外部との外交上特に必要と認める場合に支出が認められるものであり、常に適正な執行に努めなければならないとされているところ、上記職員らが、交歓会等において、相手方⑧港島自治連合協議会に対し慶祝金を支払う必要はそもそも存在せず、まして公金たる交際費を支出するだけの事情もまったく存在しない。そうすると、かかる交際費の支出は、交際費支出基準に反するものであり、交際費支出についての裁量の範囲を著しく逸脱した違法かつ無効なものである。
- (4) 神戸市長たる相手方①■■■■は、予算の執行権限を有し、相手方⑩神戸市住宅都市局総務課長■■■■は、上記交際費の支出の専決権限を有していたところ、過失ないし重大な過失によって特に必要のない交際費を支出し、よって、神戸市

に対し、上記交際費相当額（合計7万5000円）の損害を与えたものであるから、神戸市に対し、その損害を賠償する責任がある。

また、相手方⑧港島自治連合協議会は、神戸市に対し、特に必要がないにもかかわらず、神戸市から上記交際費を支出させたのであるから、神戸市に対し、上記交際費相当額の損害を与えたものであり、神戸市に対し、その損害を賠償し、ないしはその不当利得を返還する責任がある。

8 住民監査請求

原告らは、平成29年5月18日に、上記記載の違法な公金支出につき、神戸市監査委員に対し、法242条1項に基づく監査請求を行ったところ（甲1）、同年7月13日に、神戸市監査委員は、原告らに対し、上記監査請求に対し措置の必要を認めない旨の監査結果を通知し（甲2）、原告らには、同年7月14日に送達された。

9. 結論

よって、上記のとおり、相手方らは、被告に対し、それぞれ上記各損害を賠償し、あるいは不当利得を返還する責任があるところ、原告らは、相手方①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧については地方自治法242条の2第1項4号に基づき、相手方③、⑤、⑨、⑩については、同法242条の2第1項4号ただし書に基づき、それぞれ、被告は、相手方らに請求の趣旨記載の金員の支払いを請求しあるいは賠償を命令するよう求めるものである。

添付書類

1. 委任状
2. 訴状副本
3. 甲号証写し

当事者目録

- 〒650-0024 神戸市中央区 [REDACTED]
原 告 [REDACTED]
- 〒658-0026 神戸市東灘区 [REDACTED]
原 告 [REDACTED]
- 〒658-0003 神戸市東灘区 [REDACTED]
原 告 [REDACTED]
- 〒658-0025 神戸市東灘区 [REDACTED]
原 告 [REDACTED]
- 〒658-0016 神戸市東灘区 [REDACTED]
原 告 [REDACTED]
- 〒651-1331 神戸市北区 [REDACTED]
原 告 [REDACTED]
- 〒651-1331 神戸市北区 [REDACTED]
原 告 [REDACTED]
- 〒650-0022 神戸市中央区 [REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]法律事務所

上記原告ら訴訟代理人

弁護士

電話 078- -

FAX 078- -

〒650-0044 神戸市中央区

法律事務所（送達場所）

上記原告ら訴訟代理人

弁護士

電話 078- -

FAX 078- -

〒650-8570 神戸市中央区

被告神戸市長

相手方目録

- ① 神戸市長 ██████████
- ② 神戸市港島学校園施設開放委員会 委員長 ██████████
- ③ 神戸市生涯学習課長 ██████████
- ④ 港島福祉協力会 会長 ██████████
- ⑤ 神戸市こども青少年課長 ██████████
- ⑥ 神戸市中央区社会福祉協議会 理事長 ██████████
- ⑦ 株式会社OMこうべ 代表取締役 ██████████
- ⑧ 港島自治連合協議会 会長 ██████████
- ⑨ 神戸市中央区まちづくり推進課長 ██████████
- ⑩ 神戸市住宅都市局総務課長 ██████████